

保育所等における育児休業中の継続利用について

1. 保育所等における育児休業中の継続利用(育児休業退園)について

下の子が生まれて保護者が育児休業を取得した際、上の子が保育所等に通園している場合は一旦、退園となる制度です。退園の対象となる子の年齢は自治体によって異なります。

2. 育児休業中の継続利用とは

育児休業取得時に、すでに保育所等を利用しているお子さん(育児休業の対象となるお子さんを除く)は、継続利用の要件を満たした場合、保護者の希望により育児休業の取得期間にかかわらず、特例で継続利用を可能としている自治体があります。

ただし、現在の会社を退職予定の場合や、転居の予定があつて、転居後に現在の保育所等を継続利用しない予定の場合は、この条件に該当しませんので、育児休業を取得する場合であっても継続利用はできません。

「継続利用の要件」

- i 育児・介護休業法等による育児休業であること
 - ii 児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であること
 - iii 育児休業の対象となるお子さんの育児休業取得時に、既に保育施設を利用していること
 - iv 保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復職することが決まっていること
- ※妊娠・出産を理由として利用可能な最終月に入所した場合は、「育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているお子さん」に該当しないため、この特例利用に該当しません。よって、育児休業を理由に継続利用はできません。

※「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社等に同じ条件で職場復帰することをいいます。(以降同じ)

育児休業取得までの一般例

母親	就労 → 産前産後(認定事由) → 育児休業
父親	就労 → (継続)

2. 須坂市の状況について

市では、これまで待機児童を発生させず、いずれかの保育所等へ受入れができることを前提に、毎年度、育児休業中の継続利用については検討を続けてまいりました。

県内 19 市の対応はそれぞれ異なっている中、須坂市は、3歳以上児の受入れに余裕があることから、いずれかの保育所等において育児休業中の継続利用が可能でしたが、3歳未満児は職員の配置基準が厳しいことから、受入れ枠の確保(量の確保)ができないことから、2023年度までは、育児休業中の継続利用を認めることができませんでした。

現在は、検討を重ねた結果、2024 年4月から2歳児に限り育児休業中の継続利用については、緩和いたしました。

参考:2024年度 0歳・1歳 育休退園人数

年齢	育休退所人数 (就労→産前産後→育休)
0歳児	3人退所
1歳児	10人退所

3.今後の対応方針について

今年度の公立園と私立園全体の入園状況、受入れ枠の状況、新設園の定員数を踏まえて検討した結果、須坂市では2026年4月から3歳未満児の全年齢を育児休業の継続利用を緩和したいと考えております。

4.今後の課題について

2026年4月からの全年齢の解消後においても、待機児童を発生させず、途中入園希望者で、就労事由など、保育の必要性の高い方を受入れできるように、公立園と私立園全体で受入れの取り組みを進めていきたいと考えております。

また、市の人口は未就学児においても、減少傾向ではありますが、入園を希望する保護者は年々増加しておりますので、今後も必要に応じて、保育士を確保してまいります。